

お知らせ 農業委員会委員選挙人名簿 登録申請をお忘れなく

農業委員会などに関する法律に基づき、平成26年1月1日を基準日とする農業委員会委員選挙人名簿の調製を行いますので、有資格者は次により、選挙人名簿登録申請書を提出してください。

この申請は毎年必要ですので、前年度に提出されている方も必ず提出してください。

▼申請用紙の配布

広報12月号とともに各区長又は文書担当の方宛てに申請書を送付しますので、該当する方は配布を受けてください。

▼有資格者

次のすべての要件を満たす方

- ①平成26年1月1日時点で、いの町に住所を有する方
- ②平成26年3月31日時点で、満20歳以上の方
- ③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方及びその方の同居の親族又はその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している

▼提出期限

1月10日（金）

※法令で定められており、農業委員会が申請書を受理する期限です。必ず厳守してください。

■提出先・問い合わせ

いの町農業委員会

（産業経済課内）

☎ 893-1115

吾北分室

（吾北総合支所産業課内）

☎ 867-2313

本川分室

（本川総合支所産業建設課内）

☎ 869-2115

お知らせ 後期高齢者医療制度の方の 高額療養費について

後期高齢者医療制度（75歳以上【一定の障害のある方は65歳以上】）の方で、月ごとの医療費が高額になったときは、所定の金額（下表参照）を自己負担していただき、それを超えた額は後から払い戻されます。

複数の病院・診療所・調剤薬局などで受診されている場合や同じ世帯に被保険者が複数いる場合は、自己負担額を合算します。

払い戻しがある場合は、その診療を受けた月のおおよそ

3か月後に申請書をお送りします。申請していただくと2回目以降の申請は不要で、診療月のおおよそ4か月後にお支払いします。

※申請期間は、原則診療月の翌月の1日から2年間です。

1か月の自己負担限度額

負担割合	負担区分	外来（個人ごと）の限度額	外来＋入院（世帯ごと）の限度額
3割負担	現役並み所得 ※1	44,400円	80,100円＋ ※4 （医療費－267,000円）×1%
1割負担	一般	12,000円	44,400円
	住民税	8,000円	24,600円
	非課税など		15,000円
	区分Ⅱ ※2		
	区分Ⅰ ※3		

◎自己負担額には食事代や保険適用外の差額ベッド代などの支払額は含みません。

※1 住民税課税所得が145万以上の被保険者及び同じ世帯の被保険者

※2 世帯全員が住民税非課税である方

※3 ア. 住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得（年金の所得控除額を80万円として計算）が0円の方

イ. 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

※4 過去12か月間に「外来＋入院」の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,000円になります。

お知らせ 国民健康保険一部 負担金減免について

災害や失業などの特別な事情で、世帯の生活が著しく困難となった場合、申請により一部負担金の支払いの減免などの制度があります。詳しくは左記までご連絡ください。

■問い合わせ

町民課

☎ 893-1117

お知らせ 固定資産税のお知らせ

▼家屋の取り壊し及び未登記
家屋の売買について

固定資産税（家屋）は、毎年1月1日時点の所有者に課せられます。

家屋を取り壊された場合や、未登記家屋を売買した場合は、ご面倒ですが固定資産税係までご連絡ください。連絡をいただかないと、翌年度以降も課税される場合があります。

取り壊し完了日が1月1日を過ぎると、翌年度の固定資産税は課税されることとなりますので、ご注意ください。

なお、建て替え目的以外で、住宅を取り壊された場合は、

その敷地（宅地）の固定資産税について、住宅用地特例措置（二百平方メートルまでの土地について課税標準額を価格の六分の一の額とし、二百平方メートルを超える部分は課税標準額を価格の三分の一の額とする措置）がなくなり、非住宅用地（課税標準額は原則として価格の十分の七）として課税されることとなります。

▼土地の現況地目の変更に
ついて

固定資産税（土地）は、毎年1月1日時点の土地の状況によって課税されます。現況地目に変更があった場合は、調査が必要となりますので12月27日（金）までに申し出てください。

■問い合わせ
税務課

☎ 869-1118

